

令和7年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和7年 11 月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名等及び採用予定人数

職名	職務	採用予定人数
保育園保育推進員 (有資格)	保育園保育 A	3人程度
	保育園保育 B	

※採用前・採用後において、上表に記載がない職務への変更について、ご相談させていただきます。

2 受験資格

(1) 資格

保育士資格(申込時点で保育士の資格をお持ちの方又は令和7年 10 月 31 日までに取得見込の方)

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法第 16 条

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間

職務	勤務日	勤務時間
保育園保育 A (有資格のみ可)	月曜日から土曜日までの 間で所属長が定める。	1日3時間又は6時間とし、午前7時から午後8時15分までの間で所属長が指定する。 勤務例：1日6時間×週2日、1日3時間×週3日等(社保加入とならない勤務形態)
保育園保育 B (有資格のみ可)	月曜日から土曜日までの 間で所属長が定める週5日又は週6日	1日3時間又は6時間とし、午前7時から午後8時15分までの間で所属長が指定する。 勤務例：1日6時間×週5日(社保加入となる勤務形態)

(2) 勤務場所

勤務場所
向台保育園(南町三丁目23番1号)
西原保育園(芝久保町五丁目4番2号)
けやき保育園(西原町四丁目5番96号)
ひばりが丘保育園(ひばりが丘二丁目3番5号)
はこべら保育園(富士町一丁目7番2号)
こまどり保育園(下保谷二丁目4番2号)
すみよし保育園(住吉町三丁目14番14号)
なかまち保育園(中町四丁目4番16号)
ひがし保育園(東町二丁目4番13号)
やぎさわ保育園(柳沢五丁目8番2号)

※希望勤務場所について、ご相談可能ですが、ご希望に添えない場合があります。

また、その他任命権者が定める勤務場所となる場合があります。

(3) 職務内容

ア 公立保育園における保育補助に関すること。

イ その他所属長が必要と認める事務に関すること。

(4) 報酬等

ア 報酬額

職名	区分	金額
保育園保育推進員(有資格)	時間額	1,570 円

※報酬額は令和7年度実績です。今後、改定される場合もあります。

イ 期末・勤勉手当及び通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(5) 社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(6) 休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 日時(予定) 令和7年 10 月 15 日(水)

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 場所 イングビル3階 第3会議室

(2) 採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定の上、採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和7年 10 月下旬頃までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和8年3月 31 日までとなります。**

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じたこととなった場合、市(幼児教育・保育課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合へ加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3) 任用期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1) 申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和7年9月26日(金)から令和7年10月7日(火)まで

※午前8時30分から午後5時15分まで。(土・日曜日、祝日は除く。)

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎2階 幼児教育・保育課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和7年9月 26 日(金)から令和7年 10 月7日(火)まで ※午前8時 30 分から午後5時 15 分まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎2階 幼児教育・保育課
郵送	令和7年 10 月7日(火)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番 13 号 西東京市子ども若者部 幼児教育・保育課 事業調整係 宛て

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和7年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 申込書・履歴書	・当市指定用紙を使用してください。 ・履歴書の指定箇所に、最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけしてください。
②	令和7年度 西東京市会計年度任用職員採用試験 受験票	当市指定用紙を使用してください。
③	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・切手(110 円1通、140 円1通)を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
④	都道府県から交付された保育士登録証の写し	提出がない場合には採用されません。(取得見込の方は取得後速やかに提出してください。)

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問合せ先

西東京市子ども若者部幼児教育・保育課 事業調整係 担当 佐藤・渡邊
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号(田無第二庁舎)
電話 042-452-6777(直通)
042-464-1311(内線 11537)